

○ 財 務 省 告 示 第 209 号

個 人 向 け 国 債 の 発 行 等 に 関 す る 省 令 （ 平 成 14
年 財 務 省 令 第 68 号 ） 第 4 条 第 14 項 の 規 定 に 基 づ
き、令 和 6 年 7 月 16 日 に 発 行 し た 個 人 向 け 国 債 の
発 行 条 件 等 を 次 の と お り 告 示 す る。

令 和 6 年 8 月 7 日

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一

1	名 称 及 び 記 号	個 人 向 け 利 付 国 庫 債 券 （ 変 動 ・ 10 年 ） （ 第 171 回 ）
2	発 行 の 根 拠 法 律 及 び そ の 条 項	特 別 会 計 に 関 す る 法 律 （ 平 成 19 年 法 律 第 23 号 ） 第 46 条 第 1 項
3	振 替 法 の 適 用 等	社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法 律 （ 平 成 13 年 法 律 第 75 号 。 以 下 「 振 替 法 」 と い う 。 ） の 規 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振 替 機 関 は 日 本 銀 行 と す る。
4	発 行 額	額 面 金 額 で 288,130,560,000 円
5	最 低 額 面 金 額	10,000 円
6	振 替 単 位	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿 の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金 額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と す る。
7	発 行 日	令 和 6 年 7 月 16 日
8	発 行 価 格	額 面 金 額 100 円 に つ き 100 円
9	初 期 利 子 の 適 用 利 率	年 0.69%
10	第 2 期 以 後 の 利 子 の 適 用 利 率	年 当 た り 、 各 利 払 期 に お け る 利 子 計 算 期 間 開 始 日 前 に 行 わ れ た 、 発 行 か ら 償 還 ま で の 期 間 が 9 年 5 か 月 超 の 10 年 利 付 国 債 の 直

近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05%を下回るときは、その率は0.05%とする。

- 11 初期利子 令和7年1月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。
$$\text{額面金額} \times \frac{0.69}{100} \times \left[\frac{1}{2} - \frac{1}{365} \right]$$

- 12 第2期以後の利子 毎年1月15日及び7月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{第10号に規定する第2期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

- 13 償還期限 令和16年7月15日
14 償還金額 額面金額100円につき100円
15 払込期日 令和6年7月16日
16 払込場所 日本銀行の本店又は支店
17 中途換金の取扱い 中途換金の買取りは、令和7年7月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(1) 令和 7 年 7 月 15 日から令和 8 年 1 月 15 日 前 までの間の場
合

額面金額 + 経過利子に相当
する金額 - (初期利子に相当
する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 第 2 期
利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100}$)

(2) 令和 8 年 1 月 15 日以後の場
合

額面金額 + 経過利子に相当
する金額 - (買い取る日の直
前の利子支払期に支払われ
た利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支
払期に支払われた利子に相
当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

18 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
（昭和 25 年法律第 73 号）第 21 条
の 4 第 1 項に規定する特定障害
者扶養信託契約の受益者及び所
得税法等の一部を改正する法律
（平成 25 年法律第 5 号）第 3 条
の規定による改正前の相続税法
第 21 条の 4 第 1 項に規定する特
別障害者扶養信託契約の受益者
を含む。）が、死亡したときには
その相続人が、又はその居住す
る市町村（特別区を含み、地方
自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 252 条の 19 第 1 項の指定都市
にあっては、当該市又は当該市

の区若しくは総合区とする。)の区域において、災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和7年7月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(1) 令和7年1月15日から令和7年7月15日前までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額)

(2) 令和7年1月15日前の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 経過利子に相当する金額